令和７年（ヒ）第３６号

京都市下京区七条御所ノ内南町83番地
清算株式会社　株式会社リベックス
代表清算人　三木　正之

1　決定年月日　令和８年４月17日

2　主文　次の協定を認可する。

協定

1　別紙記載の各協定債権者は、本協定の認可決定の確定日をもって、清算株式会社に対し、清算株式会社が各協定債権者に対して有する全ての債務（元本、利息、損害金その他名目の如何を問わない。）を免除する。

2　前項に定める免除の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、当該財産の換価代金から必要な費用を控除した残額を協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、前項の規定により各協定債権者が行った免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。

（別紙省略）

京都地方裁判所第５民事部

小規模個人再生による再生手続開始